

○飯山市福祉医療費特別給付金条例

平成15年3月27日条例第3号

改正

平成18年3月27日条例第27号

平成18年6月30日条例第36号

平成19年3月28日条例第9号

平成20年3月26日条例第6号

平成20年6月27日条例第18号

平成21年3月25日条例第5号

平成22年3月26日条例第5号

平成23年3月23日条例第6号

平成24年6月29日条例第13号

平成25年3月25日条例第3号

平成26年6月27日条例第15号

平成27年3月31日条例第11号

飯山市福祉医療費特別給付金条例

飯山市福祉医療費特別給付金条例（昭和48年飯山市条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母又は父子家庭の父、母子家庭の子又は父子家庭の子並びに父母のない児童が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費特別給付金（以下「特別給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2）障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、身体障害者福祉法施行規

則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する級別（以下単に「級別」という。）が  
1級、2級又は3級のもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた  
者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）がB1以上に該当  
するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に  
より精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」と  
いう。）

エ アからウまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であって国民年金法施行令（昭和34年政令  
第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（以下「65歳以上国民年金別表該当者」  
という。）

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者の  
ない女子であって、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認め  
る施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」  
という。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に  
18歳未満の児童等を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

(4) 母子家庭の子又は父子家庭の子 前号に規定する者に扶養されている18歳未満の児童等を  
いう。（以下「母子家庭及び父子家庭の子」という。）

(5) 父母のない児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童の  
うち、18歳未満の児童等をいう。

(6) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、  
私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128  
号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第  
192号）をいう。

(7) 保険医療機関等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者（以下これら  
の者を総称して「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年  
法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができ  
る者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取扱うことができ

る病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(8) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する受給者証により受給資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が定める方法により国保連へ提供する事務及び市長が別に定める医療貸付制度の運用に関する事務の実施について市長と契約等を締結したものをいう。

(9) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の規定に基づく老人訪問看護療養費明細書及び訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書（柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に附随するものを除く。）をいう。

（支給対象者）

第3条 特別給付金は、前条第1号から第5号までに規定する者（これらの2以上に該当する者については、いずれか一に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

(1) 本市に住所を有する者（本市に居住している者であって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて本市長が承認したものを含む。）

(2) 本市の区域外に所在する特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により本市長が支給決定を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、特別給付金の支給対象としない。

(1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者総合支援法第19条第3項の規定により本市以外の市町村長が支給決定を行う者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者

(3) 後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）

(4) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上の者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級の者（これらの者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）及び65歳以上国民年金別表該当者で、その者の前年（1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下この項において同じ。）の所得額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得につ

いて同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者の生計を維持するものの前年の所得額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

(5) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)で、その者の前年の所得に所得税(所得税法(昭和40年法律第33号)第84条の規定による扶養控除の額は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額。以下この項において同じ。)が課せられているもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

(6) 母子家庭の母又は父子家庭の父で、その者の前年の所得額(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。)が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの若しくはその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得額が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの

(7) 母子家庭及び父子家庭の子で、その者の前年の所得額が児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの

(8) 父母のない児童で、その者若しくはその者の養育者の前年の所得額が児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得額が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの

(9) 精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

の

(10) 精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が3級の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者又はその者と同一の世帯に属する者のいずれかが、特別給付金の支給原因となる療養給付等を受けた日（以下「支給原因日」という。）の属する年度において当該年度分（支給原因日が4月から7月までの月に属する場合においては前年度分）の市民税を課せられているもの

(11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者  
(受給者証の交付)

第4条 支給対象者が特別給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給対象者の要件を審査のうえ、要件を満たす者については受給者資格を登録のうえ受給者証を交付する。

(受給者資格の得喪)

第5条 支給対象者が特別給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日

(2) 出生、転入したとき並びに他法等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が特別給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日

(2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日

(3) 他法等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

3 前2項の規定にかかわらず、特別給付金の支給に関し長野県内の他の市町村との間で調整が必要となる時の取扱いについては、別に定める。

(支給範囲)

第6条 市長は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等（精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。）を受けた

ときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次の各号に掲げる額を控除した額を特別給付金として支給する。

- (1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき療養の給付等を行う者（以下「保険者等」という。）、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額
- (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額
- (3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。本号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付にあわせてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額
- (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養費に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
- (5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
- (6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額
- (7) 精神障害者保健福祉手帳交付者（精神障害者保健福祉手帳交付者として受給者資格を登録された者に限る。）のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が2級又は3級の者にあつては、障害者総合支援法第52条に規定する認定を受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3項に規定する医療を除く療養の給付等の額
- (8) 別に定める医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額

（受給者証の提示）

第7条 支給対象者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保

険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

（支給申請）

第8条 支給対象者は、特別給付金の支給を受けようとするときは、市長に特別給付金の支給申請をしなければならない。

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他特別給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に特別給付金の支給申請があったものとみなす。

3 支給対象者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の支給申請を行うことができない。

（支給決定）

第9条 市長は、前条第1項の支給申請があったときは、これを審査して支給の可否を決定する。

（支給申請の制限）

第10条 第8条第1項の支給申請は、支給対象者が療養の給付等を受けた日（保険医療機関等からの同条第3項の一部負担金等の請求が遅延したときは、当該請求のあった日及び災害その他やむを得ない理由があったときは、当該やむを得ない理由がやんだ日）の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、することができない。

（損害賠償との調整）

第11条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、特別給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した特別給付金を返還させることができる。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により特別給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した特別給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（受給者資格登録等の停止）

第13条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した支給対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該支給対象者の受給者資格登録及び特別給付金の支給を停止することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第7項中第1条の改正規定は公布の日から、同項中第2条第4号の改正規定及び同条第5号の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、平成16年2月末日までに市長に申請されたものに限り、なお従前の例による。
- 3 施行日前において現にこの条例による改正前の飯山市福祉医療費特別給付金条例第2条第1号イに規定する独り暮らしの老人に該当するものとして市に受給者資格が登録されている者で、施行日以降も引き続き当該要件に該当している70歳未満の者については、この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する老人とみなして新条例の規定（第2条第6号ウを除く。）を適用する。
- 4 施行日前において現にこの条例による改正前の飯山市福祉医療費特別給付金条例第2条第3号アに規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項の規定に該当する者として市に受給者資格が登録されている者で、施行日以降も引き続き当該要件に該当している20歳未満の者については、施行日から平成18年9月30日までの間に限り、新条例第2条第3号ア又は同号ウに規定する障害者とみなして新条例の規定を適用する。
- 5 施行日から平成15年7月31日までに行われた療養の給付等に係る新条例の適用については、新条例第2条第6号ウ中「市民税（4月から7月までの療養の給付等については前年度分の市民税。以下同じ。）」とあるのは「市民税」と、同号エ中「所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。
- 6 附則第7項の規定による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例第2条第4号の規定は、平成15年4月1日以降に新たに受給者資格を取得する者について適用し、同日前において現に附則第7項の規定による改正前の飯山市福祉医療費特別給付金条例第2条第4号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に該当するもので、世帯主で精神障害に係る医療を受けるための入院により療養の給付を受けた者（同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により、療養を受けた者を除く。）に該当するものとして市に受給者資格が登録されている者で、同

日以降も引き続き当該要件に該当している者については、同日から新条例の施行日前までの間は、なお従前の例による。

(飯山市福祉医療費特別給付金条例の一部改正)

7 飯山市福祉医療費特別給付金条例(昭和48年飯山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、父子家庭の父子及び子のない独り暮らしの寡婦」を「及び父子家庭の父子」に改める。

第2条第4号中「世帯主で精神障害に係る医療を受けるための入院により療養の給付を受けた者(同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により、療養を受けた者を除く。)及び」を削る。

第2条第5号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則(平成18年3月27日条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養の給付等に係る特別給付金の支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例の第6条第2号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養の給付等に係る特別給付金の支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月26日条例第6号)

改正

平成21年3月25日条例第5号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分及び精神障害者保健福祉手帳交付者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

(特定施設に入所する障害者及び精神障害者に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例第3条の規定（特定施設に入所する者に関する部分及び精神障害者保健福祉手帳交付者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年3月31日において現にこの改正による改正前の飯山市福祉医療費特別給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号の老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧条例第2条第1号の老人に該当している者については、旧条例の規定はなお効力を有する。この場合において、旧条例第6条第6号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ及び健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月27日条例第18号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、附則第2項及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(飯山市保健センター条例の一部改正)

- 2 飯山市保健センター条例（昭和61年飯山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同条第5号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

(飯山市介護保険条例の一部改正)

- 3 飯山市介護保険条例（平成12年飯山市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第20条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

附 則（平成21年3月25日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(飯山市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 飯山市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例（平成20年飯山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第42条第2項第3号又は第3項第3号」を「第42条第3項第3号又は第5項第3号」に改める。

附 則（平成22年3月26日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養の給付等に係る特別給付金の支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養の給付等に係る特別給付金の支給から適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯山市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養の給付等に係る特別給付金の支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 6 月27日条例第15号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第11号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○飯山市福祉医療費特別給付金支給規則

昭和48年3月31日規則第8号

改正

昭和50年3月28日規則第8号

昭和50年10月20日規則第14号

昭和63年9月27日規則第19号

平成8年6月24日規則第8号

平成15年5月27日規則第10号

平成18年8月31日規則第25号

平成20年3月26日規則第4号

平成21年8月19日規則第15号

平成23年3月23日規則第6号

飯山市福祉医療費特別給付金支給規則

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市福祉医療費特別給付金条例（平成15年飯山市条例第3号。以下「特別給付金条例」という。）第14条の規定により、福祉医療費特別給付金（以下「特別給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（受給者証の交付申請）

第2条 特別給付金条例第4条第1項に規定する申請は、飯山市福祉医療費特別給付金受給者証交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

（受給者証の交付）

第3条 特別給付金条例第4条第2項に規定する受給者証の交付は、前条に規定する申請書に基づいて特別給付金条例第3条に規定する支給対象者であることを確認したときに、申請者に飯山市福祉医療費特別給付金受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）をもって行うものとする。

（受給者証の更新申請等）

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、有効期間満了前1か月以内に、飯山市福祉医療費特別給付金受給者証更新申請書（様式第1号）を市長に提出して、受給者証の更新を申請することができる。

（特別給付金の例外的支給申請等）

第5条 受給者が特別給付金条例第8条に規定する申請の対象とならない県外医療機関等で受診した場合又は医療機関等の窓口で受給者証を提示せずに受診した場合の特別給付金の支給申請は、飯山市福祉医療費特別給付金支給申請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書には、当該医療について保険医療機関等の証明する診療報酬証明書類その他市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（受給者負担金）

第6条 特別給付金条例第6条第8号に規定する額（以下「受給者負担金」という。）は、500円（その額が500円に満たないときはその額）とする。

（特別給付金の支給決定通知）

第7条 特別給付金条例第9条に基づく支給決定通知は、飯山市福祉医療費特別給付金支給決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（支払案内による事務手続）

第8条 前条の規定にかかわらず、支給を決定した場合の申請者に対する通知は、申請者が指定する口座に給付金を振り込むことにより、この通知に代えることができる。

（届出の義務）

第9条 受給者等は、受給者が次の各号の一に該当したときは、飯山市福祉医療費特別給付金受給資格変更（喪失）届（様式第5号）に受給者証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- （1）住所又は氏名に変更があったとき。
- （2）加入医療保険又はその内容に変更があったとき。
- （3）受給者に該当しなくなったとき。

（受給者証の再交付申請）

第10条 受給者等は受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、受給者証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（特別給付金支給台帳の備付け）

第11条 市長は、特別給付金の支給に関する台帳を備え、必要な事項を記入しておくものとする。

2 前項に規定する台帳は、磁気記録データをもって行うことができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 飯山市老人及び重度心身障害児医療費特別給付金条例施行規則（昭和45年飯山市規則第17号）は、廃止する。

附 則（昭和50年3月28日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月20日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月27日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日規則第8号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成15年5月27日規則第10号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定中「老人保健法」を「老人保健法（昭和57年法律第80号）」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成20年3月31日において現にこの改正による改正前の飯山市福祉医療費特別給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号の老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧条例第2条第1号の老人に該当している者については、改正前の飯山市福祉医療費特別給付金支給規則（以下「旧規則」という。）第6条の規定はなお効力を有する。この場合において、旧規則第6条第3号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ及び健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第42条第2項第3号又は第3項第3号」とする。

附 則（平成21年8月19日規則第15号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日規則第 6 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（様式）（省略）